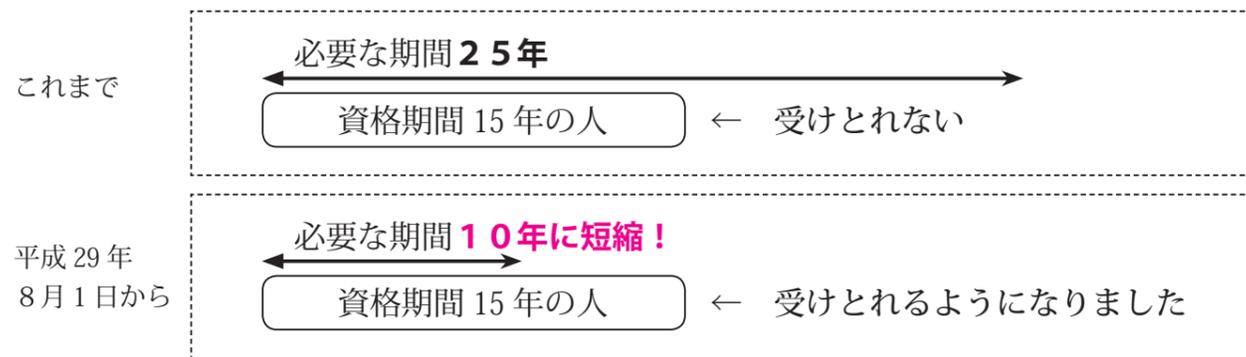


## 年金ニュース

新たに年金を受けとれる方が増えます！！  
資格期間が10年以上となれば年金を受けとれるようになりました



### 「資格期間」とは？

- ◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注意：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。

（10年間の納付では、受けとる年金額はおおむねその4分の1になります）

対象となる方は手続きが必要です。

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。（以下の時期に送付）

お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル」で予約の上、**土浦年金事務所**でお手続きをしてください。

※相談窓口の混雑が予想されるため、土浦年金事務所での手続きの際には「ねんきんダイヤル」で予約の上、手続きをしてください。

※国民年金の第1号被保険者（自営業、農業等に従事する方、学生等）の期間のみを有する方は、役場保険年金課窓口でも手続きができます。

	送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります
①	2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤	6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

※国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく⑤の時期に郵送されます。

ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ

**TEL 0570-05-1165**

050で始まる電話でおかけになる場合は、TEL 03-6700-1165

# 結婚記念証 はじめます♪

利根町に婚姻届を提出されたお二人を祝福すべく、結婚記念証をご用意しました。記念証のデザインは4種類の中からお選びいただけます。隣には2L版の写真が1枚入る仕様となっておりますので、記念のお写真とともに飾っていただき、『利根町』を大切な思い出の地としていただければと思います。

### ♡ 交付の申請ができる方

平成29年6月1日以降に利根町に婚姻届を提出された方  
申請できるのは婚姻届の届出人（夫または妻）  
ただし、夫婦1組に1枚のみ交付

### ♡ 申請の方法

交付申請書に必要事項を記入の上、  
役場住民課の窓口へ提出

### ♡ 申請期限

婚姻届を提出した日から1カ月以内

### ♡ 手数料

無料  
再発行はいたしません

### ♡ 受け付け窓口

役場住民課 TEL68-2211(内線242・254)  
開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで

### ♡ 受け付け窓口

※宿直室にて届け出をされた方は、開庁時間内に住民課で申請してください。  
※結婚記念証は町からのお祝いの記念品ですので、法的な証明書ではありません。

交付に合わせて、  
利根町役場 行政棟1Fに  
写真撮影コーナーの設置も  
予定しています。  
記念撮影等にご利用ください。